

# 望ましい明細書に関する 調査研究について

## 翻訳の観点からの明細書作成における留意点

特許庁 特許審査第一部調整課  
審査基準室基準企画係長

田中 秀樹

PROFILE

平成14年4月 特許庁入庁  
(特許審査第四部電話通信)  
平成18年4月 審査官昇任  
平成19年10月より現職



### 1 はじめに

特許出願における明細書（特許請求の範囲、図面を含む。以下同様。）については、権利取得のために記載要件を満たすこと、かつ権利行使を考慮して作成することが重要である。また、外国への出願が増加している現状を踏まえると、翻訳に適した日本語で記載するとともに、欧米などの外国における制度・運用を考慮した明細書を作成することが重要である。

「知的財産推進計画2007」においても、知的財産制度の的確な利用を促す方策の一つに、「外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書の翻訳作業の際に、誤訳の発生が問題となっていることにかんがみ、一文を短くする、主語述語の対応関係をはっきりさせる、曖昧・難解な用語を避ける等、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文章の平易化明瞭化を徹底する。」旨記載されている。

このような状況の中、我が国及び外国の記載要件を満たし、翻訳作業や権利行使を踏まえた、望ましい明細書の事例を作成するとともに、作成のための留意点をとりまとめることは、出願人の迅速な権利取得及び適切な権利行使のために有意義である。

一方、特許庁では、知的創作物の法的保護の現状及び保護のあり方、今後のわが国産業財産権制度のあり方等について、分析・研究を行うことにより、産業財産権制度の国際的調和及び適切な権利保護を図る上での必要事項について調査研究を行っている。

そこで、上記調査研究の一つとして、記載要件、権利行使及び翻訳の観点から、望ましい明細書の事例及び明細書作成における留意点を作成し、2008年3月に取りまとめた。（実施機関：財団法人知的財産研究所）

以下では、本調査研究の内容のうち、翻訳の観点からの留意点について紹介する。

### 2 用語の使用における留意点

#### 2.1 慣用語の使用について

日本語の文章において慣用的に用いられている用語や、文脈から意味が明確な用語であっても、機械翻訳すると日本語における意味が正しく反映されない用語がある。このような機械翻訳による誤訳を避けるためには、日本語において可能な限り具体的な表現を用いるべきである。

- ・例1：「異音」→機械翻訳すると「allophone」（言語学の「異音」）と翻訳される場合がある。この場合、例えば「がたがた音」という具体的な表現を用いるのが好ましい。
- ・例2：「自然状態では」→機械翻訳すると「in the natural state」と翻訳される場合がある。この場合、例えば「無負荷状態では」という具体的な表現を用いるのが好ましい。

#### 2.2 各国の文化に基づく用語の使用について

日本語としては、馴染み深く理解しやすい表現であっても、機械翻訳すると、文化的・社会的基盤を異にする国においては、意味が通じない用語も存在する。

したがって、用いようとする用語が、特定の文化的・社会的基盤を前提とした表現でないかに留意するとともに、可能な限り普遍的な他の表現を用いるべきである。

- ・例：「かまぼこ状」→機械翻訳すると「the shape of boiled fish paste」と翻訳される場合がある。この場合、「半円筒形」等の表現を用いるのが好ましい。

### 2.3 造語、複合語の使用について

述語（「Aする」）と述語（「Bする」）との組合せによる造語（又は、一般的に用いられていない複合語）（「AB（する）」）を機械翻訳すると、日本語においては各々並列的な述語が、翻訳された文章では一方の述語が他方の述語に修飾された形となり、全く意図しない意味となる場合がある。

したがって、造語又は一般的に用いられていない複合語は可能な限り使用を避け、簡単な表現を用いるべきである。

- ・例：「射出移動させる」→機械翻訳すると「injection movement can be carried out」と翻訳される場合がある。この場合、「射出」させることが特に必要でなければ「移動させる」の簡単な表現を用いるのが好ましく、他方、「射出」という表現が必要であれば「射出させた後に移動させる」といった表現を用い、安易な造語は避けることが好ましい。

## 3 文の記載における留意点

### 3.1 主語の明確化について

日本語では主語を含まない表現が慣用的に用いられているため、明細書等において主語を省略した文章を用いても、日本語の意味としては問題がない場合が多い。

しかしながら、外国語への翻訳という観点からは、明細書等において主語を明示した日本語を用いることが好ましい。

なぜならば、外国語においては、主語が省略された場

合には意味が不明になる場合があるからである。また、主語を明示することは、明確性の要件の観点からも重要である。

したがって、日本語として主語が明確な場合であっても、主語を記載することが望ましい。

### 3.2 指示代名詞の使用について

指示代名詞の使用に関しては、その指示するものが日本語の文章において明確な場合であっても、翻訳により指示対象が意図しないものとなる場合がある。

したがって、特に複雑な文章においては、指示代名詞の使用を可能な限り避けることが好ましい。

### 3.3 主語と述語との対応関係について

一つの文に複数の主語や述語が混在すると、それらの対応関係について誤訳が生じやすい。

したがって、誤訳を少なくするという観点からは、複数の主語や述語が混在する複文を用いるよりも、単文を用いる方が好ましい。単文を用いることで、主語と述語との対応関係が明確となり、誤訳が少なくなることが期待される。

### 3.4 文の長さについて

翻訳の観点からは一文を短くすることが一般的に好ましいと考えられるが、短文を意識しすぎる余り、文が細切れになり、日本語としての理解のしやすさを損なわないよう留意すべきである。

したがって、日本語としての理解のしやすさと、翻訳のしやすさとのバランスを考慮した記載が望まれる。また、読点を効果的に用いることも、日本語としての理解及び翻訳の観点から好ましい。

なお、単純な単文を用いたとしても、説明する対象の概念的な大小関係や順番の交錯等により日本語としての理解が困難となる場合には、実施形態の説明において、全体構成を各構成要素で説明した後に、構成要素ごとの説明に移行する等の工夫をすることが好ましい。

### 3.5 助詞の使用について

格助詞「・・で」のように、日本語として複数の意味（例：場所、手段、期間）を持つ助詞を使用する場合に



は、他の語句を用いて言い換えができないか検討し、他の語句を用いても技術的な意味が相違しない場合には、他の語句を用いることが好ましい。

・例：「(AとBとを) 液相で反応させる・・・」→機械翻訳すると「・・・reacting by the liquid phase」と翻訳される場合がある。この場合、「(AとBとを) 液相において反応させる・・・」等の表現を用いるのが好ましい。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/zaisanken.htm>)

## 4 翻訳用日本語クレームの必要性について

日本での権利取得を目的とした日本語クレームが、必ずしも、翻訳に適したものととは限らない。したがって、米国や欧州に出願する場合のクレームを考慮した翻訳用日本語クレームをあらかじめ作成することが翻訳の観点から好ましい。

米国におけるクレームとして、「X comprising: element A; and element B」という形式を用いる場合には、前文(X)は簡潔にした上で、各構成要件(A, B)を明確にした翻訳用日本語クレームを作成することが好ましい。なお、使用する機械翻訳の機能が特許出願に適しているとは限らないので、機械翻訳後、適宜「comprising」を用いた形式に修正する必要がある。

また、欧州においては、それが適切である限り、前段部に従来技術を後段部に特徴を記載して「characterized in that」又は「characterized by」で連結する、いわゆる2パートフォーム形式(欧州特許条約施行規則第29(1)(a)(b))が求められる。この場合も米国の場合と同様に、使用する機械翻訳の機能が特許出願に適しているとは限らないので、機械翻訳後に適宜修正する必要がある。

なお、本調査研究「特許の審査実務(記載要件)に関する調査研究報告書—望ましい明細書に関する調査研究—」は、特許庁ホームページにおいて公表している。

